

## 「中華人民共和国海外非政府組織国内活動管理法」に基づく届出手続きについて

中国では、2017年に「中華人民共和国海外非政府組織国内活動管理法」（以下、NGO管理法という）が施行され、海外非政府組織（以下、海外NGOという）が中国国内で活動を行う場合、現地の公安当局への届け出が義務付けられています。

NGO管理法によると、中国国内に代表機構を持たない海外NGOが中国国内で活動を行う際は、「海外非政府組織の臨時活動に関する届け出」として、当該NGOの中国側協力機関が、臨時活動実施の15日前までにその所在地の省級人民政府公安機関（以下、現地公安当局という）に届け出なければなりません（中国国内に代表機構を持つ海外NGOは別の手続きとなります）。

つきましては、中国で植林を予定している申請団体は、NGO管理法による手続きについて、あらかじめ、中国側カウンターパートを通じて調査の上、申請事業が許可される見込みがあることを確認してください。また、申請事業が採択された場合には、必要な手続きを行い、中国側カウンターパートを通じて届出を行ってください。届出後、現地公安当局より、受理書（中文名：境外非政府組織臨時活動备案回执单）が発行されます。申請事業は、この受理書受領後に開始するようにしてください。

NGO管理法及び同法に基づく手続きについて、下記のサイトが参考となりますので、併せてご確認ください。

### 記

参考 URL: 独立行政法人 国際協力機構 (JICA) ホームページ

<https://www.jica.go.jp/china/office/about/ngodesk/ngo.html>

#### ●中国・日本のNGO情報

「NGOに関する中国の法令及び管理体制」として以下が掲載されています。

(5) 『中華人民共和国海外非政府組織国内活動管理法』中国語、日本語

[https://www.jica.go.jp/china/office/about/ngodesk/ku57pq00002266f9-att/ngo\\_05.j.pdf](https://www.jica.go.jp/china/office/about/ngodesk/ku57pq00002266f9-att/ngo_05.j.pdf)  
(日本語)

(6) 『海外非政府組織代表機構の登記及び臨時活動の届出手続きガイドライン』中国語、日本語

[https://www.jica.go.jp/china/office/about/ngodesk/ku57pq00002266f9-att/ngo\\_06.j.pdf](https://www.jica.go.jp/china/office/about/ngodesk/ku57pq00002266f9-att/ngo_06.j.pdf)  
(日本語)

※中国国内に代表機構を置いていない海外NGOが中国国内で活動を行う場合は、

P9. 「二. 海外非政府組織の臨時活動に関する届出」参照

P9. 以降より抜粋 届出にあたり、海外NGO（助成申請団体）が準備すべき書類及び留意事項

#### 2. 海外非政府組織が適法に成立していることを証明する文書、資料

※海外非政府組織に関する文書・資料は、公証及び認証を経なければならない。

※外国語の資料はすべて、確認を経た中国語翻訳文書を提出しなければならない。

以上